

令和2年3月和水町議会第1回定例会会議録

令和2年3月9日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和2年3月9日午前10時00分招集
2. 令和2年3月9日午前10時00分開会
3. 令和2年3月9日午後0時16分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒 木 宏 太	2番 白 木 淳	3番 齊 木 幸 男
4番 坂 本 敏 彦	5番 竹 下 周 三	6番 高 木 洋一郎
7番 秋 丸 要 一	8番 松 村 慶 次	9番 庄 山 忠 文
10番 池 田 龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲 池 恭 一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	北 原 望
---------	---------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総 合 支 所 長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	住 民 課 長	有 働 和 明
農業委員会事務局長	松 尾 修	学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 渕 康 彦	病 院 事 務 部 長	池 上 圭 造
特 養 施 設 長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告及び施政方針

日程第5	議案第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例について
日程第6	議案第5号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例について
日程第7	議案第6号	和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第7号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第8号	和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について
日程第10	議案第9号	和水町手数料条例の一部改正について
日程第11	議案第10号	和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定 について
日程第12	議案第11号	和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第12号	和水町簡易水道条例の一部改正について
日程第14	議案第13号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第14号	和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
日程第16	議案第15号	和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改 正について
日程第17	議案第16号	令和元年度和水町一般会計補正予算（第7号）
日程第18	議案第17号	令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第18号	令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第19号	令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4 号）
日程第21	議案第20号	令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第21号	令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第22号	令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2 号）
日程第24	議案第23号	令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第24号	令和2年度和水町一般会計予算
日程第26	議案第25号	令和2年度和水町国民健康保険事業会計予算
日程第27	議案第26号	令和2年度和水町介護保険事業会計予算
日程第28	議案第27号	令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第29	議案第28号	令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算
日程第30	議案第29号	令和2年度和水町簡易水道事業会計予算
日程第31	議案第30号	令和2年度和水町下水道事業会計予算
日程第32	議案第31号	令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

- 日程第33 議案第32号 令和2年度和水町春富財産区特別会計予算
日程第34 議案第33号 令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第35 議案第34号 令和2年度和水町病院事業会計予算
日程第36 議案第35号 南関町・和水町火葬事務の受託について
日程第37 陳情等の委員会付託等について
-

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和2年第1回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番荒木宏太議員、2番白木淳議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期決定を議題にいたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの2日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月10日までの2日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第1回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会に提出された諸議案は、条例12件、補正予算8件、当初予算11件、その他1件の計32件であります。この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第でございます。

さて、新型コロナウイルスの感染は拡大しており、有明保健所管内でも発生しております。各

位には十分な感染予防対策を講じられ、御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された案件のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明の出席を要請しております。

12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にてお手元に配りましたとおりであります。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

町長の高巢でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、テレビで傍聴いただいている皆様にも、心より御礼を申し上げます。

令和2年第1回和水町議会定例会の開催に際し、議長のお許しを頂きまして、行政報告及び施政方針の説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスにつきまして、皆様の御承知のとおり、世界各地で感染が拡大いたしております。国では新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等に基づき対策を進められていますが、収束のめどは立っておりません。県内でも3月4日に有明保健所管内で確認された1名を含め6名の感染者が確認をされております。町民の皆様も不安な日々を送られていることかと思いますが、マスクの着用やせきエチケットの心がけ、小まめな手洗いやアルコールでの消毒、うがい、水分補給に努めていただくとともに、睡眠等、栄養をしっかりと取り、免疫力を高めていただきたいと思います。特に風通しの悪い屋内で多くの人が至近距離で会話をする環境は感染リスクが高いことから、地域の公民館や集会所での会合等につきましては、避けていただくことをお願い申し上げます。

それでは、令和元年12月定例会以降の行政報告を申し上げます。

12月27日から30日までの4日間、和水町消防団年末警戒が実施され、初日の27日には議員の皆様とともに消防団員の規律の巡視を行いました。また、1月12日には出初め式を開催いたしました。消防団員の皆様には、日頃から町内の防災活動に御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

1月4日には和水町成人式を開催し、今年は89名の新成人の皆様をお祝いをさせていただいたところでございます。

1月13日には金栗四三ミュージアム閉館セレモニーを行いました。大河ドラマいだてんの放送を契機に開館しました当ミュージアムには、日本全国から約9万人もの方々にお越しをいただきました。生誕の地、和水町から金栗先生の生涯や功績を発信するという所期の目的は十分に達成することができたのではないかと考えております。

2月8日には菊水西小学校と菊水中央小学校、2月15日には菊水東小学校と菊水南小学校でそれぞれ閉校式が行われ、在校生や保護者、地域の皆様など、多くの方々に見守られながら、長い歴史に幕を閉じることとなりました。4月からは新たに菊水小学校が開校します。子どもたちが学びやすく豊かに育つことができるよう、教育環境の充実に努めてまいりたいと思います。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて報告とさせていただきます。

以上をもちまして、昨年12月定例会以降の行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和2年度に向けた施政方針を申し上げます。

昨年、ついに人口が1万人を割り、人口減少と少子高齢化対策が喫緊の課題となっております。このため、令和2年度は人口減少に歯止めをかけるべく、住宅用地の造成や道路の整備等を推進してまいります。

昨年から取り組んでおります藤田地区の住宅用地造成事業につきましては、建物の解体工事、樹木の伐採等につき、4月からは給水設備工事や道路の整備等を進めながら、19区画の分譲を開始いたします。

道路の整備につきましては、菰田橋の架け替えが早期に実現するよう、国土交通省や熊本県に要望活動を行っているところでございます。

また、町道については、江田高野線や西光寺中林線、岩線、内田吹野線の4路線の事業を継続して実施いたします。基盤となる道路等が整備されることで、近隣からのアクセス強化や交通渋滞の緩和等が見込まれ、住み良いまちづくりを推進できると考えております。

このような施策に加え、子育てや福祉の充実、農林業や商工観光の振興などに取り組み、住みたいまち和水の創造に全力を注いでまいります。議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。

さて、本定例会にはお手元にお配りしております議案書のとおり、条例の制定、改正等議案が12件、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算議案が8件、令和2年度一般会計及び特別会計の当初予算議案が11件、その他1件の計32件の議案を上程いたしており、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年度一般会計当初予算につきましては、前年度当初予算より6億36万6,000円の増額の歳入歳出総額73億1,527万4,000円を計上いたしております。事業費が大きいものとしたしまして、町道の道路改良工事の工事請負費として4億3,560万円を計上いたしております。また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、自然災害を未然に防止するための予防対策事業として道路の冠水対策事業費9,345万円、町河川防災対策事業費6,660万円を計上いたしております。

また、消防防災の推進、強化を目的に、消防費の団員報酬を前年度より230万円増額して計上いたしております。これは消防団員の年額報酬が国の基準や周辺市町より低くなっておりましたので、増額を行うものでございます。報酬の増額により、団員減少対策や消防防災活動の技術向上につながると考えております。

その他、和水町総合グラウンド整備工事費として2億5,100万円、斎場費として令和2年度に実施するせきすい斎苑の改修工事を含めた2億1,691万7,000円を計上いたしております。

その他、令和2年度当初予算議案を含む各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で行政報告及び施政方針を終了し、令和2年第1回和水町議会定例会開会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告及び施政方針は終わりました。

**日程第5 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例について**

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第4号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。令和2年3月9日に提出、和水町長高巢泰廣でございます。

本条例は2ページの提案理由にもありますように、地方公務員法、地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、以下3本の関係条例を改正するものです。

要点のみ説明を申し上げます。

まず、和水町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正です。これは、教職員も町の教育委員会において宣誓書に署名をしてからでなければ職務を行ってはならないということの追加でございます。第2項で会計年度任用職員のサービスの宣誓は実情に応じた様々な形で行うことができることを追加したものでございます。

続きまして、和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正と和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の2本の一部改正は、会計年度任用技能労務職員の短時間勤務者とフルタイムでの勤務者の給与の種類についてそれぞれ定めたものでございます。具体的な事例は新旧対照表を御覧いただきたいと思います。以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第6 議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第5号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第5号、地方公務員法及び地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容を説明いたします。地方自治法の一部が改正され、地方自治法第243条の2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責についてが新設されました。このことにより、改正前の法第243条の2が法第243条の2の2に改められたことから、和水町監査委員に関する条例の一部改正と、和水町病院事業の設置に関する条例の一部改正の関係する各条項が改められたものでございます。以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第7 議案第6号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第6号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第6号、和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

これは、きくすい荘の夜間介護手当を3,300円から4,000円に改めるものでございます。手当を上げた理由といたしまして、まず、きくすい荘では正社員の退職により職員が減少しており、施設の設置基準ぎりぎりでの運営が行われているのが現状でございます。ハローワークで会計年度任用職員等を募集いたしても、応募が全くない状況でございます。その一つの要因といたしまして、夜間介護手当が低いことが考えられます。周辺の類似施設と比較してみますと、他の施設は4,500円から6,500円とかなりの差がございます。また、介護処遇改善手当が国から補填されますので、夜間介護手当のこのアップ分の財源に充当する計画でございます。以上のような理由でございます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第8 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第7号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由といたしまして、和水町消防団員報酬額を適正な額にするため、消防団員報酬の金額改正を行うものでございます。具体的には、班長年報酬が1万8,500円を2万3,500円に、団員の年報酬が1万4,000円を1万9,000円に増額するものでございます。ちなみに管内の他町の金額を申し上げますと、班長で2万4,000円から2万9,900円でございます。団員は1万9,400円から2万2,600円でございます。以上のような状況となっております。御承認賜りますようお願いいたします。

日程第9 議案第8号 和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第8号「和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第8号、和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

和水町ふるさと応援寄附金基金条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、下段の提案理由のほうを御覧ください。和水町を応援するために寄せられた寄附金、和水町ふるさと応援寄附金を必要な事業の財源に充てるため、基金を創設する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

条例の内容につきましては、第1条の設置から第7条の委任までの構成といたしまして、令和2年4月1日からの施行といたします。この条例を制定することにより、寄附金の活用手段の環境を整備したいと思います。

以上で議案第8号、和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第10 議案第9号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第9号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第9号、和水町手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

和水町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。この条例は上位法令であります住民基本台帳法第15条の2及び第21条と住民基本台帳法施行令第34条の改正により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存義務が5年から150年に改正され、また、住民基本台帳法第15条の4及び第21条の3により、住民票の除票の写し等、戸籍の附票の除票の写しの交付を制度化されたため、条例改正を行うものでございます。

以上で議案第9号、和水町手数料条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第10号 和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第10号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第10号、和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案の理由を説明いたします。

和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。裏面を御覧になってください。

放課後児童クラブ施設の新設に伴い、公の施設であるため、施設の設置及び管理に関する事項を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上で議案第10号、和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第11号 和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第11号「和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第11号、和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、同法の一部が改正されたことに伴い、この条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。この改正は、災害援護資金の貸付けを受けたものの生活再建が思うようにいかず、期限内の償還が困難な方々に対しまして償還免除の特例、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等の緩和措置に伴う改正となります。

以上で議案第11号、和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第13 議案第12号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第12号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第12号、和水町簡易水道条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

和水町簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の一部改正につきましては、水道法の一部改正に伴い、条例を改正する必要があります。

次ページの提案理由を御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、水道法の一部改正により、令和元年度10月1日から指定の更新制度が導入され、給水装置工事事業所の指定の有効期限が無期限から5年ごとの更新が必要となります。町が更新事務を行いますので、更新する工事事業者から手数料として1万円を徴収する改正となります。

以上で議案第12号、和水町簡易水道条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第14 議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第13号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第13号について、御説明申し上げます。

議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する一部を改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由でございますが、教育委員会の附属する菊水小学校スクールバスの運営委員会を設置する必要があるとございます。これがこの条例案を提出する理由でございます。

5枚目の新旧対照表を御覧ください。

表中にございます菊水小中学校スクールバス運営委員会を御覧のとおり追加するものでございます。

また、併せまして、4枚目から5枚目のほうに計上をしております三加和小学校スクールバス運営委員会の委員報酬を別紙のとおり改めるものでございます。附則といたしまして、この条例を令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案第13号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第15 議案第14号 和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第14号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第14号について、御説明申し上げます。

議案第14号、和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について。

和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由でございますが、菊水共同調理場の改築を令和2年度に実施するように予定しております。この工事期間中も給食を提供する目的で仮設調理場を設置いたします。よって、和水町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する必要があります。

また、菊水地区の小学校統合により、学校長及びPTA会長の人数が変更になります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

内容につきましては、新旧対照表に提示しております。

附則といたしまして、令和2年4月1日より施行いたします。

以上、議案第14号、和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

日程第16 議案第15号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第15号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第15号、和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣です。

提案理由を申し上げます。

介護保険法（平成9年法律123号）の指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準等の一部が改正され、和水町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第12号）の規定に基づきこの条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由です。

今回の改正の内容は、基本利用料を通所型サービス1、1万3,170円を1万3,240円に、通所型サービス2、2万7,010円を2万7,140円へ変更し、利用料も負担割合に基づき変更しております。

また、今回の改正に併せ、実費分の職員について400円を、特老、ショートの日食の金額に併せ554円に改正するものです。

以上で議案第15号、和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第17 議案第16号 令和元年度和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第16号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第16号、令和元年度和水町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

令和元年度和水町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,025万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,248万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予

算補正」による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、第1表、歳入歳出予算の補正について説明を申し上げます。

説明は、歳入歳出補正予算事項別説明書にて主なものを説明を申し上げます。

まず、歳入については町税、県税、国、県の補助事業等の実績により、増額、減額を行っております。その中で新たなものとしたしまして、10ページ、御覧いただきたいと思います。10ページ一番下、10款、地方特例交付金の1目、子ども・子育て支援臨時交付金に790万円を追加いたします。これは令和元年10月からの保育料無償化に伴う臨時交付金でございます。

12ページ、15款、国庫支出金の4目、土木費国庫補助金に国の補正を受けて1,365万8,000円を追加いたします。維持工事費に関するもので、パナソニック株式会社の前の道路維持に充当するものでございます。

また、同じく6目、教育費国庫補助金に同様の国の補助金を受けて2,288万5,000円を追加いたします。学校の情報通信ネットワーク環境整備事業に充当いたします。事業費の2分の1補助でございます。また、残りの2分の1の事業費は、16ページ、22款の町債、8目の教育債を充当するところでございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

歳出の補正につきましては、年間の事業執行の実績見込額を基本といたしまして、不用額の減額補正を行うものが主でございます。

また、右側の説明欄がございます。記載内容で理解できるものは説明を省略させていただきます。

また、各事業会計の繰越金の増減につきましては、それぞれの事業会計で御理解いただきたいというふうに思います。

28ページを御覧いただきたいと思います。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路維持費に2,364万8,000円を追加いたします。これは先ほど申し上げました国の補正により交付金の修繕事業と維持修繕事業といたしまして、パナソニック前の道路、東小下津原線の維持補修に充てるものでございます。その下、2目、道路新設改良費（単独）の減額は、過疎債の起債事業から外れた整備分を減額するものです。

33ページを御覧いただきたいと思います。

11款、災害復旧費、2目、農地等災害復旧費の工事請負費の920万円は、工事方法等の見直しによる減額でございます。またその下、公共土木施設災害復旧費の1,100万円の減額は、入札残による減額でございます。以上で歳出の説明を終わります。

次に、5ページ、第2表、繰越明許費について説明を申し上げます。

3款、民生費から11款の災害復旧費まで、全部で11事業を繰り越します。繰越理由の主なものといたしまして、国の補正による事業開始が年度間近であったことから、適正な工期を保たなけ

ればならないこと、そういった工事関係で、また、残土処分の調整に日数を要したことなどによるものでございます。

6 ページ、第 3 表、地方債補正について説明を申し上げます。

追加事業といたしまして、小中学校ネットワーク整備事業、限度額 2,280 万円、補正予算債を活用いたします。充当率 100%、交付税措置率 60% の起債でございます。

7 ページに、変更理由といたしまして、せきすい斎苑火葬炉整備事業から公共土木災害復旧事業までの 8 事業での限度額に 40 万円の増額補正を行います。補正後は 7 億 5,630 万円とするものでございます。以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第 18 議案第 17 号 令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第 18、議案第 17 号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第 17 号、令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和元年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 331 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 88 万 9,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 2 年 3 月 9 日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

歳入のほうから説明いたします。

1 款、1 項、1 目、一般被保険者国民保険税を 164 万 9,000 円減額補正しております。これは被保険者数が当初予算計上時よりも減少したことに伴う減額です。6 款、2 項、1 目、保険給付費等交付金を 18 万円追加しております。これは特別調整交付金の金額が確定したことにより増額補正しております。9 款、1 項、1 目、一般会計繰入金は、操出基準に基づいた令和元年度の所要額が熊本県から示されましたので、基準どおり試算し、合計で 184 万 5,000 円減額補正しております。

6 ページをお開きください。

歳出の科目を御説明申し上げます。

3 款、1 項、1 目、一般被保険者医療給付費分は財源の組替えでございます。6 款、1 項、1 目、特定健康診査等事業費は、受診者数の減少により 350 万円の減額補正をしております。9 款、3 項、2 目、直営診療施設勘定操出金は、救急患者受入体制支援事業、糖尿病教室の保健事業分

として病院事業会計への繰出金として18万円の増額補正となっております。

以上で議案第17号、令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第19 議案第18号 令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第18号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第18号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」について説明いたします。

まず、表紙の裏面を御覧になってください。

令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,823万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億382万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

今回の補正につきましては、令和元年度の介護給付費が10か月分確定しております。それに伴い今年度の歳入決定額並びにこれからの歳入見込額の見通しを基に予算額の増減補正を行っております。

まず、歳入から説明いたします。

8ページを御覧になってください。

1款、1項、1目の一般管理費を15万2,000円の追加補正をいたします。これは社会保障・税番号制度における情報連携に関する総合行政システム改修に伴う委託料の補正となります。

次に、2款、1項、1目の居宅介護サービス給付費並びに5目の施設介護サービス給付費を合わせて5,500万円の減額補正いたします。これはいずれも利用実績に伴う減額補正となります。

次に、2款、4項、1目の高額介護サービス費として300万円の減額補正並びに同じく6項、1目の特定入所者介護サービス費を700万円減額補正いたします。これも利用実績に伴い予算の減額をいたしました。

次に、9ページになります。

4款、1項、1目の介護予防・生活支援サービス事業費を440万円減額補正いたします。これはなかよし会、ふれあい会の利用者減による減額と、介護予防・日常生活総合事業の利用実績が見込みよりも減少したための減額補正となっております。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧になってください。

3款、1項、1目の介護給付費負担金を1,619万6,000円の減額補正をいたします。これは介護

給付費に伴う国庫負担金額が確定いたしましたので、確定額に併せた減額ということになります。歳出である介護給付費は1年間の実績は出ておりませんので、負担金額の過不足については次年度の精算となります。

次に、同じく2項、1目の調整交付金を1,197万6,000円減額補正いたします。この調整交付金は第1号被保険者の総数に対する75歳以上の方の割合や各所得段階別の分布状況を考慮し、市町村格差による介護保険の財政の不均衡を是正するために交付されるものでございます。介護給付費が見込みよりも抑えられたため、その分の調整交付金も減額となっております。

次に、同じく4目の保険者機能強化推進交付金を171万4,000円の増額補正をいたします。これは介護予防に取り組んでいる市町村に対しまして、取組状況を点数化にして人口や高齢化率等を考慮して配分される交付金となります。

以上で議案第18号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第20 議案第19号 令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第19号「令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第19号、令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。

令和元年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,221万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣です。

まず、歳出について説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、3節の職員手当等の退職手当組合特別負担金を450万円減額しております。これは本年度で定年退職の介護士が依願退職となり、減額を行っております。

次に、歳入について説明いたします。

5ページを御覧ください。

9款、繰入金、1項、一般会計繰入金、3節の一般会計繰入金を450万円、歳出に併せ減額しております。

以上で議案第19号、令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）の提案

理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第21 議案第20号 令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第20号「令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第20号、令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,419万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

主な内容について、歳出から御説明をいたします。

予算書資料6ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、30万円を減額しております。こちらは簡易水道事業会計の公営企業会計適用に向けた計画委託料、支出額としましては101万2,000円を支出いたしました。残額分を減額しております。2款、衛生費、1目、施設管理費を72万円減額しております。こちらは施設関係の執行残を減額しているところです。

次に、歳入です。

5ページを御覧ください。

5款、繰入金、1目、一般会計繰入金858万2,000円を減額し、3,221万8,000円となります。こちらは歳入歳出予算の調整のために減額をするものです。6款、繰越金、1目、繰越金756万2,000円を増額し、756万3,000円となります。こちら繰越金が確定したことにより増額するものです。

以上で議案第20号、令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第22 議案第21号 令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第21号「令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第21号、令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和元年度和水町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,988万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

主な内容について、歳出から御説明をいたします。

予算書資料6ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費23万9,000円を減額し、1,409万7,000円となります。13節の法適化基本方針策定支援業務委託の公営企業会計適用に向けた計画委託料、支出額は99万円となりますけれども、支出した残額11万円を減額しております。2款、土木費、3節、委託料、施設管理委託料につきましては、浄化槽管理センター等の執行残105万円を減額しているところです。

次に、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、受益者分担金、こちらは22万5,000円を減額し、97万6,000円となります。こちらは今年度の新規下水道加入者が見込みより少なかったことにより、分担金を減額いたしました。4款、繰入金、1目、一般会計繰入金810万1,000円を減額し、3,535万8,000円となります。こちらは歳入歳出予算の調整のための減額となります。5款、繰越金、1目、繰越金、こちらを703万7,000円を増額し、703万8,000円となります。こちらは繰越しが確定したことにより増額するものです。

以上で議案第21号、令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第23 議案第22号 令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第22号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第22号、令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和元年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,422万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,919万6,000円とする。第2項、

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

主要内容について、歳出から御説明をいたします。

予算書資料8ページを御覧ください。

2款、衛生費、1項、下水道費、1目、特定地域生活排水処理施設管理費2,422万円を減額し、6,239万7,000円となります。15節の工事請負費2,400万円を減額しております。今年度の浄化槽設置基数が見込みより減ったことにより、工事請負費を減額いたしております。支出分は13基の2,079万円を支出いたしております。

次に、歳入でございます。

6ページを御覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、生活排水処理事業分担金、1節、受益者加入負担金、こちらを243万1,000円を減額し、195万円としております。こちらは今年度の浄化槽設置基数が見込みより減ったことにより、分担金を減額しております。3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、生活排水処理事業国庫補助金592万8,000円を減額し、454万7,000円となります。浄化槽の設置の事業実績で減額をしております。5款、繰入金、1目、一般会計繰入金318万7,000円を増額し、3,259万9,000円となります。こちらは歳入歳出予算調整のために増額を行っているところです。

7ページです。

6款、繰越金、1目、繰越金173万8,000円を増額し、178万9,000円となります。こちらは繰越金が増えたことにより増額するものです。7款、諸収入、1項、雑入、2目、還付金59万7,000円を増額し、59万8,000円となります。こちらは消費税確定申告額で交付される分で増額をしているところです。8款、町債、1項、町債、事業量の減により2,090万円を減額しております。

以上で議案第22号、令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第24 議案第23号 令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、議案第23号「令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 議案第23号、令和元年度和水町病院事業会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

裏面を御覧ください。

まず、病院の経営活動に対する収益的収入及び支出の補正予算です。病院事業収益の収入、支

出共に2,052万円を減額し、合計8億6,883万1,000円とするものでございます。収入につきましては、決算見込みによる減額でございます。また、支出につきましては、年度途中での職員の退職、異動に伴う減額が主なものでございます。

次に、施設の維持管理の費用として、資本的収入及び支出の補正ですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補正するものでございます。具体的には、空調施設改修の入札残による減額に伴うものでございます。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君）　しばらく休憩します。15分から再開いたします。

休憩　午前11時02分

再開　午前11時15分

○議長（蒲池恭一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25　議案第24号　令和2年度和水町一般会計予算

○議長（蒲池恭一君）　日程第25、議案第24号「令和2年度和水町一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長　上原君

○総務課長（上原真二君）　議案第24号、令和2年度和水町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙裏面を御覧いただきたいと思います。

令和2年度和水町の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ73億1,527万4,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表　債務負担行為」による。地方債、第3表、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表　地方債」による。一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は9億円と定める。歳入予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

それでは、当初予算の概要を説明させていただきます。

まず、当初予算の昨年度との比較につきましては、予算書 8 ページ、9 ページを御覧いただきたいと思います。

款項目の款ごとに昨年度と比較し、その増減額が記載されております。令和 2 年度当初予算は 6 億 36 万 6,000 円の増となっております。

まず、歳入について御説明を申し上げます。歳入の説明に当たっては、昨年度との比較で大きな増減があっている款を中心に説明を申し上げます。

まず、13 ページをお開きいただきたいと思います。

11 款、地方交付税は対前年度で 3,411 万 9,000 円の増額です。増額の理由といたしまして、国が示します地方財政計画の伸び率が 2.5% となっております。今年の実績額に歳入を厳しく見て、地方財政計画の伸び率を 2.2% とし、合併算定替えの減額分を差し引いた数字でございます。

一番下、2 目、民生費負担金が対前年度で 2,215 万 6,000 円の減額です。これは令和 2 年度から 3 歳以上の保育料が無料になることと、きくすい保育園が認定こども園となることで、保育料の徴収を園が直接行うようになりますので、保育料保護者負担金が減額されるためでございます。

15 ページの 14 款、使用料及び手数料の 7 目、教育使用料が対前年度で 959 万 1,000 円減額となります。主なものといたしまして、原因といたしまして、金栗生家記念館観覧料の減額によるものでございます。

17 ページ、15 款、国庫支出金の 4 目、土木費国庫補助金が対前年で 1 億 200 万 1,000 円の増額でございます。橋梁、道路の維持補修費、江田高野線、西光寺中林線、内田吹野線等に対する補助金の増額でございます。

23 ページ、19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の 3 目、公共施設整備基金繰入金に 3,500 万円を計上いたしております。和水町の総合グラウンド整備工事費に充当する計画でございます。

その一番下、8 目、熊本地震復興基金繰入金に 847 万 9,000 円を計上いたしております。これは金栗生家常設トイレ工事費に充当する計画でございます。

25 ページ、21 款、諸収入、2 目、雑入が対前年度で 2,256 万 9,000 円の増額です。26 ページ、一番上に記載してあります和水町総合グラウンド整備工事の財源とするスポーツ振興くじ助成金によるものでございます。

同じく 26 ページ、22 款、町債の 3 目、衛生費が対前年度で 1 億 8,970 万円の増額です。せきすい斎苑改修事業に充当するものでございます。

27 ページ、22 款、町債、6 目、土木債が対前年度で 1 億 1,310 万円の増額です。令和 2 年度を期限とする緊急自然災害防止対策事業債などの計上によるものでございます。

その二つ下の 8 目、教育債が対前年度で 1 億 4,450 万円の増額です。総合グラウンド整備事業に係る分の増額でございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

28 ページをお開きください。

歳出予算の款項目の款ごとの総額は先ほど申し上げましたけれども、9 ページに記載してありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

まず、1 款の議会費の本年度予算7,952万8,000円計上いたしております。昨年度と大差はございません。内容もほぼ変わりはありません。

29ページを御覧ください。

2 款、総務費は全体で本年度予算10億6,117万円を計上いたしております。前年度比較で2億4,263万8,000円の増となっております。増額の主な理由といたしまして、35ページ中ほどにあります6 目、企画費の中の18節、負担金補助及び交付金の定住促進補助金2,068万円、それと24節、積立金のふるさと応援寄附金基金3,000万円、27節、操出金、宅地用地造成事業会計操出金8,423万2,000円などによるものでございます。

続いて、44ページをお開きください。

3 款、民生費は、全体で本年度予算18億1,677万6,000円計上いたしております。対前年度で1億4,480万2,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしまして、49ページの1 目、児童福祉費、児童福祉総務費が減額となっております。これは、昨年度、学童保育施設新築工事関係が計上されていたことによる減額でございます。

続いて、53ページをお開きください。

4 款、衛生費は、全体で本年度予算8億8,397万3,000円計上いたしております。前年度比較で2億1,380万4,000円の増額となっております。主な増額の理由といたしまして、58ページ上段、斎場費の18節、負担金補助及び交付金のせきすい斎苑改修に係る負担金の増によるものでございます。

続いて、59ページをお開きください。

6 款、農林水産業費は、全体で本年度予算額2億9,336万7,000円を計上いたしております。前年度と比較しますと、844万4,000円の増額となっております。増額の主なものといたしましては、60ページの18節、負担金補助及び交付金の熊本県中山間農業モデル地区支援事業補助金の増によるものでございます。ちなみに上久井原地区、板楠小原地区がモデル地区と指定されております。

続いて、65ページをお開きください。

65ページ、下の段の7 款、商工費は全体で本年度予算1億2,980万5,000円計上いたしております。前年度比較で8,696万2,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしまして、67ページ、3 目、観光費の昨年度予算に大河ドラマいだてん和水町推進協議会負担金や金栗ミュージアム関係が計上されていたことによる減額でございます。

続いて、69ページをお開きください。

8 款、土木費は、全体で本年度予算9億3,193万5,000円計上いたしております。昨年度と比較いたしますと、1億8,346万3,000円の増額でございます。理由な主なものといたしまして、71ページの下段、3 目、道路新設改良費補助の江田高野線、内田吹野線、西光寺中林線、岩線に係る工事関連予算の増によるものでございます。

続いて、74ページをお開きください。

9 款、消防費は、全体で本年度予算2億6,230万2,000円計上いたしております。前年度と比較しますと、1,510万9,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、75ペー

ジの３目、消防施設費の耐震性貯水槽の工事費を本年度は計上はいたしておりません。そのことによる減でございます。

続いて、76ページをお開きください。

10款、教育費は、全体で本年度予算 8 億2,382万5,000円計上いたしております。対前年度で 2 億932万8,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、91ページ、2 目の体育施設費、14節の工事請負費の総合グラウンド整備工事などによる増でございます。

続いて、93ページをお開きください。

11款、災害復旧費は、全体で本年度予算2,159万3,000円を計上いたしております。対前年で 468万7,000円の増額です。ほぼ前年並みでございます。

続いて、94ページ、12款、公債費は、全体で本年度予算 9 億9,100万円を計上いたしております。対前年度で2,000万円の減額となっております。その下、予備費は昨年度と変わりはありません。

続いて、6 ページ、第 2 表、債務負担行為を御覧ください。

小中学校学習者用コンピュータ整備事業に係るリース事業でございます。期間は令和 3 年度から 7 年度まで、限度額を4,618万円とするものでございます。その下、三加和小中学校パソコン教室用のコンピュータの整備事業に係るリース事業です。期間は同じく令和 3 年度から 7 年度まで、限度額1,495万3,000円とするものです。

続いて、7 ページ、第 3 表、地方債を御覧いただきたいと思います。

一番上の子ども医療費助成事業から一番下、臨時財政対策債までの13事業に10億4,060万円の地方債を充当することといたしております。

以上で、令和 2 年度一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第26 議案第25号 令和 2 年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第26、議案第25号「令和 2 年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第25号、令和 2 年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和 2 年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億8,375万2,000円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。歳出予算の流用、第 2 条、地方自治法第220条第 2 項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1 号、保険給付費の各項に計上した予算

額に過不足を生じた場合における同一項内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳入の主な科目から説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税及び2目、退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者数の減少に伴い、前年度予算に比べ一般が505万2,000円減の2億6,558万8,000円、退職が54万3,000円減の3万5,000円を計上しております。

6ページをお開きください。

4段目の6款、2項、1目、保険給付費等交付金10億337万2,000円を計上しております。国保事業の都道府県化に伴い、今までの国庫補助金や国保連合会からの歳入がこの勘定科目に一本化されております。

次に、9款、1項、1目、一般会計繰入金は、保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援事業及び事務費に係るもので、繰出基準に基づき1億1,268万8,000円計上しております。

続きまして、歳出の主な科目を説明いたします。

9ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、職員の給与や事務経費として1,371万1,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。

1款、3項、1目、運営協議会費は、委員12名の報酬等38万8,000円を計上しております。運営協議会は年4回の開催を予定しております。2款、1項、療養諸費の1目から5目まで合計8億3,825万円を計上しております。これは一般被保険者及び退職被保険者の入院、外来、歯科、調剤など、医療機関に係る費用でございます。

11ページを御覧ください。

2款、2項、高額療養費の1目から4目まで、合計1億2,116万9,000円を計上しております。これは国保の被保険者の方が医療機関での診療や検査、投薬、入院などの医療行為を受けたとき、一部負担金が自己負担限度額を超える分の現物支給に係る費用でございます。

次に、2款、4項、出産育児諸費の1目と2目の経費で630万4,000円を計上しております。

次に、12ページを御覧ください。

二つ目の表、3款、1項、1目、一般被保険者分として医療費給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計3億4,008万2,000円を計上しております。

次に、13ページをお開きください。

6款、1項、1目、特定健康診査等事務費は、特定健診、人間ドック、保健指導に係る費用として2,156万8,000円を計上しております。

次に、6款、2項、1目の保健衛生給付費は、共同電算保険事業の委託料、あんま、鍼灸等の補助として194万6,000円を計上しております。2目の疾病予防費は、特定健診、特定保健指導やデータヘルス計画などを行うため、台帳整理、未受診者対策、訪問指導に係る会計年度任用職員

の報酬、特定健診の対象とならない39歳以下の人間ドック委託料費用など1,202万円を計上しております。

次に、15ページをお開きください。

9款、3項、2目、直営診療施設勘定繰出金は、調整交付金の対象となります町立病院への繰出金1,316万4,000円を計上しております。町立病院では救急患者受入体制支援事業、糖尿病教室等の保健事業を計画してあります。

以上でございますが、3月3日に開催いたしました国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申添え、議案第25号、令和2年度和水町国民健康保険事業会計予算の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第27 議案第26号 令和2年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、議案第26号「令和2年度和水町介護保険事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第26号、令和2年度和水町介護保険事業会計予算につきまして、御説明申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億7,841万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、介護給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきたいと思います。

4ページを御覧ください。

歳出になります。歳出合計額、本年度14億7,841万8,000円に対しまして、前年度14億9,379万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして1,537万5,000円の減額となっております。この要因といたしまして、2款の介護給付費を2,408万6,000円減額したためでございます。

それでは、詳細を申し上げたいと思います。

9ページをお開きください。

歳出の詳細となります。主要なものだけ申し上げます。

1款、1項、1目の一般管理費でございますが、前年度予算額2,733万4,000円に対しまして、今年度3,332万5,000円となり、599万1,000円の増額となっております。主な増額の要因でござい

ますが、令和２年度につきましては、第８期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画並びに介護保険料の見直しの準備期間となっております。その見直しに伴うニーズ調査や各種推計、計画書の印刷製本費までの作業等についての委託料を497万7,000円計上したためでございます。

11ページを御覧ください。

２款、１項、１目の居宅介護サービス給付費ですが、予算額４億8,680万円でございます。前年度と比較いたしまして1,650万円の減額となっております。主な要因でございますが、通所介護、通所リハビリテーションのサービス利用減を見込んでおります。同じく３目の地域密着型介護サービス給付費が予算額１億1,805万円でございます。前年度と比べまして436万円の増額となりました。これは認知症対応型共同生活介護や地域密着型通所介護の利用増加が見込まれた影響となっております。同じく５目の施設介護サービス給付費ですが、予算額５億5,000万円となります。こちらは介護老人福祉施設の給付費を令和元年度の支出状況を踏まえ、500万円の減額をさせていただいております。

続きまして、歳入を申し上げます。

５ページをお開きください。

１款、１項、１目の第１号被保険者保険料です。今年度予算額２億3,631万5,000円となり、前年度と比較いたしまして2,571万1,000円を減額いたしました。減額の主な要因でございますが、消費税増税に伴う低所得者への負担軽減措置といたしまして、65歳以上の第１号被保険者の保険料率を引き下げたためでございます。引き下げた保険料につきましては、国が２分の１、県、町で４分の１ずつ負担することになっております。

７ページをお開きください。

７款、１項、１目の介護給付費繰入金です。前年度と比較いたしまして301万4,000円の減額となりましたが、これは介護給付費の予算が減額されたため、町の負担分の予算も減額となりました。同じく４目のその他一般会計繰入金につきましては591万4,000円の増額となりました。これは介護保険事業計画見直しに伴う委託料による増額分でございます。同じく５目の低所得者保険料軽減繰入金につきましても、消費税増税に伴う低所得者対策として減額された保険料の補填分となります。この繰入金は国、県の負担分も含まれております。

以上で議案第26号、令和２年度和水町介護保険事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第28 議案第27号 令和２年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第28、議案第27号「令和２年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第27号、令和２年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億9,677万7,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣です。

歳入の主なものについて説明いたします。

5ページを御覧ください。

1款、サービス収入、1項、介護給付費、1目、施設介護サービス費収入が3億3,000万円計上しております。

次に、2目の居宅介護サービス費収入が3,840万円を計上しております。

次に、1款、サービス収入、2項、自己負担金、1目、施設介護自己負担金収入が7,020万1,000円を計上しております。

次に、2目の居宅介護自己負担金収入が936万円を計上しております。

次に、2款、分担金及び負担金、1項、負担金の4目、その他負担金を192万円計上しております。これは、6ページの栄養補助食品を利用される方が減り、減額をしております。

7ページを御覧ください。

9款、繰入金、1項、一般会計繰入金は、大変申し訳ございませんけれども、4,531万2,000円の繰入れをお願いいたします。増額の理由につきましては、歳出で説明いたします。

続きまして、歳出について説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費は4億6,766万6,000円を計上しております。特養の正職44名と会計年度任用職員17名、合計61名分の人件費と施設の維持管理費、光熱水費、委託料などとなっております。増額の主な理由としましては、正職数は減ったものの、前年度、非常勤職員14名を会計年度任用職員17名と3名増えた予算となっていること、会計年度任用職員への移行に伴い、期末手当の支給や社会保険料の事業主負担が増えたことなどが要因となっておりますけれども、昨年は4月の人事異動に伴い、町立病院から3名の介護士が来まして、6月に2,197万4,000円の補正を行っており、年間の人件費としましては減る見込みとなっております。

10ページを御覧ください。

2款、サービス事業費、1項、居宅サービス事業費、1目、居宅サービス事業費につきましては2,811万1,000円を計上しております。これはデイサービスセンター正職1名と会計年度任用職員5名、計6名の人件費、それと施設の維持管理費、消耗品、車検代などとなっております。減額の主な理由としましては、定年退職により正職1名が減ったことによるものです。

11ページを御覧ください。

4 款、予備費は前年と同額の100万円を計上しております。

以上で議案第27号、令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第29 議案第28号 令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第29、議案第28号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第28号、令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください。

令和2年度和水町の住宅用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,650万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入のほうから御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

4 款、財産収入、2 項、財産売払収入、1 目、不動産売払収入、住宅宅地売払収入8,227万6,000円を計上しております。これは不動産鑑定業務による標準価格等が算定できましたので、19区画の販売の見込額として計上しております。5 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、一般会計繰入金8,423万2,000円を計上しております。住宅宅地の売払収入を充ててもなお不足する額としまして、一般会計からの繰入れを行っております。

続きまして、歳出のほうを御説明します。

歳出の6ページを御覧ください。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費として19万1,000円を計上しております。これは福岡都市圏等へのPRに伴う旅費や消耗品等の事務費として計上しております。2 款、事業費、1 項、事業費、1 目、宅地造成事業費として1億6,531万7,000円を計上しております。これは看板、チラシの作成や広告の掲載料、また、第2期の宅地造成工事、給水設備工事と造成設計の確定測量業務等の全ての事業費となっております。3 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費として100万円のほうを計上しております。これは予算不足等緊急の事態に対応するためとして予備費のほうを計上しております。

以上で議案第28号、令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第30 議案第29号 令和2年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第30、議案第29号「令和2年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第29号、令和2年度和水町簡易水道事業会計予算についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度の和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,517万8,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債、第2条、地方自治法第234条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

予算資料の6ページを御覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、総務費負担金、1節、水道事業加入負担金としまして24万円を計上しております。これは2年度の3件の新規加入を見込んでいます。2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、総務費使用料、1節、水道使用量としまして2,425万2,000円を計上しております。こちらは給水件数530件分の年間使用料として計上しております。5款、繰入金、1項、一般会計繰入金としまして4,357万9,000円を計上しております。こちらは起債の元金償還や事業運営のための繰入れとして行うものでございます。

予算資料の7ページを御覧ください。

8款、町債の衛生費710万円を計上しております。こちらは歳出の法適化業務委託、水道台帳システム等の委託に充当する起債でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、13節の委託料といたしまして36万3,000円を計上しております。こちらは公営企業会計の法適化基本方針策定に伴う簡易水道の資産調査委託料となっております。26節、公課費です。180万円を計上しております。こちらは事業会計で料金収入に消費税を上乗せして徴収していることから発生する消費税支払い分として計上しております。

9ページを御覧ください。

2款、衛生費、1目、施設管理費、こちらで2,399万2,000円を計上しております。主なものとして、施設の修繕料や管理委託料の支出として、それと法適化移行に伴う水道台帳システム等の委託料で870万1,000円を計上しております。2款、衛生費、1目、施設建設費で1,413万3,000円を計上しております。大藤簡易水道施設の屋根防水工事、東郷配水池の内部塗装工事、

こういったものを工事費として計上しているところです。

以上で議案第29号、令和2年度和水町簡易水道事業会計予算についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第31 議案第30号 令和2年度和水町下水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第31、議案第30号「令和2年度和水町下水道事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第30号、令和2年度和水町下水道事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,565万6,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

予算書資料6ページを御覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、受益者分担金といたしまして45万円を計上しております。こちらは2年度の3件の新規の接続を見込んでおりまして、その分の加入分担金となります。2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、下水道使用料として2,640万円を計上しております。454件の使用料を年間分として見込んで計上をいたしております。4款、繰入金、1目、一般会計繰入金といたしまして4,412万1,000円を計上しております。こちらは起債の元利償還、事業運営のために繰入れを行うものです。

予算書資料7ページを御覧ください。

8款、町債の衛生費460万円を計上しております。こちらは歳出の法適化業務に伴う固定資産台帳更新業務委託、こちらのほうに充当する起債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、26節、公課費で67万2,000円を計上しております。こちらは下水道の料金収入に消費税を上乗せして調整していることから発生する消費税分の支払い分として計上しております。

9ページを御覧ください。

2款、土木費、1項、下水道費、1目、下水道施設運営費3,385万6,000円を計上しております。

主なものとして、施設の修繕料が350万6,000円、浄化槽センターの施設管理委託料、汚泥の運搬処理委託料であります産業廃棄物処理委託料、また、法適化移行に伴う固定資産台帳更新業務委託料、こういったものを計上しております。14節の工事請負費といたしまして220万円を計上しております。町道及び県道の取付管、こういったものの工事費を計上しております。

以上で議案第30号、令和2年度和水町下水道会計予算についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第32 議案第31号 令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第32、議案第31号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第31号、令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億963万2,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債、第2条、地方自治法第234条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入について御説明をいたします。

予算書資料6ページを御覧ください。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、生活排水処理事業分担金、1節、受益者加入分担金といたしまして380万円を計上しております。こちらは2年度（来年度）の25基の浄化槽、新規の浄化槽設置を見込んでいるところです。2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、浄化槽使用料としまして3,491万4,000円を計上しております。こちらは既設分659基、新規等の使用料を見込んで計上しているところです。3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、生活排水処理事業国庫補助金としまして894万7,000円を計上しております。こちらは浄化槽設置に係る事業料、3分の1の補助ということで見込んでいるところです。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、生活排水処理事業県補助金としまして166万2,000円を計上しております。こちらは前年度の国庫補助金の対象事業に対しての補助金となっております。

7ページを御覧ください。

5款、繰入金、1目、一般会計繰入金としまして3,426万3,000円を計上しております。こちらは起債の元金償還、それと事業運営のための繰入れを行うものです。8款、町債、1目、衛生債、こちらのほうに2,520万円を計上しております。下水道事業債として1,260万円、過疎債として

1,260万円を計上しております。2年度の浄化槽設置見込数に25基の事業費の充当分となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

8ページを御覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、26節、国庫支出金精算返還金280万4,000円を計上しております。こちらは平成27年度から令和5年度までの5年間の交付実績を基に精算した結果、返還金となっております。2款、衛生費、1項、下水道費、1目、特定地域生活排水処理事業施設管理費、12節、委託料3,585万1,000円を計上しております。こちらは既設分659基の浄化槽清掃委託料として3,585万1,000円を見込んでおります。14節、工事請負費3,859万1,000円を計上しております。こちらは先ほど言いました25基の既設分の工事費を計上しております。

以上で議案第31号、令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第33 議案第32号 令和2年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第33、議案第32号「令和2年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 有働君

○住民課長（有働和明君） 議案第32号、令和2年度和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の春富財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳入から申し上げます。

5ページを御覧ください。

歳入のほとんどは前年度繰越金20万6,000円、その他諸収入加えまして、歳入合計は20万8,000円を計上しております。

歳出については6ページをお開きください。

1款、1項、1目、財産区管理委員会費として、委員会に係る報酬4万9,000円、2目、財産管理費として、管理作業に伴う賃金及び労災保険等に5万9,000円を計上しており、また、2款の予備費に10万円を計上しております。歳出総額20万8,000円を計上しております。

以上で議案第32号、令和2年度和水町春富財産区特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いします。

日程第34 議案第33号 令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第34、議案第33号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第33号、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和2年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,925万8,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の主な科目から御説明申し上げます。

1款、1項、後期高齢者医療保険料の1目、特別徴収保険料と2目、普通徴収保険料は、広域連合の試算により、合計で1億709万1,000円を計上しております。保険料につきましては、令和2年度、3年度の保険料率が見直され、均等割が4万7,900円から5万600円に、所得割額が9.26%から9.95%に変更されます。また、保険料率軽減特例の見直しも実施され、低所得者対象の均等割軽減につきましては、令和元年度、8割軽減の方が7割軽減へ、令和元年度、8.5割軽減の方が7.75割軽減となります。保険料率は熊本県内均一となっております。

次に、中ほどの4款、1項、1目、事務費繰入金は、職員の人件費等で932万4,000円を計上しております。2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の補填として県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、熊本県広域連合から試算に基づきまして5,198万2,000円を計上しております。

次に、5款、1項、1目の繰越金は、前年度からの繰越金で39万2,000円を計上しております。

次に、6ページをお開きください。

中段の表、6款、4項、1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査費用、歯科健診費用の広域連合からの補填収入で、合計1,037万8,000円を計上しております。

次に、主な歳出を説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、職員の給与及び事務経費800万円を計上しております。

次に、1款、2項、1目、徴収費は、保険料徴収に係る事務費として33万5,000円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の方々から納付いた

いた保険料と一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要がございます。この金額が1億5,907万4,000円計上しております。

8ページをお開きください。

3款、1項、1目、健康診査費は、広域連合からの資料を基に健康診査、歯科健康診査の費用及びその事務費として1,038万5,000円を計上しております。

以上で議案第33号、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第35 議案第34号 令和2年度和水町病院事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、議案第34号「令和2年度和水町病院事業会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 議案第34号、令和2年度和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。

病床数は病棟3階の49床と4階の42床、合計の91床です。そして、年間入院患者延べ数は2万人、1日平均にしますと55人、外来患者延べ数は2万5,000人、1日平均で103人を見込んでおります。主要な建設改良事業費の資産購入費は、医療機器購入費と一般備品購入で3,066万6,000円としています。施設費として空調工事（エアコン）に係る費用を1億104万3,000円を計上しています。

第3条の収益的収入及び支出ですが、共に9億1,225万1,000円を計上しています。

2ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,270万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。資本的収入を1億6,329万6,000円、資本的支出が1億8,600万円となり、不足額の2,270万4,000円を補填するものとしています。第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。第6条で一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。次に、第7条で予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を表しております。次の第8条で議会の議決を得なければ流用ができない費用としまして職員の給与費で6億138万7,000円、公債費で33万円としています。次に、第9条で、棚卸資産の購入限度額を6,041万6,000円と定めております。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようによろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

議案第24号、令和2年度和水町一般会計予算から議案第34号、令和2年度和水町病院事業会計

予算までの審査については、委員会の審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第34号までの審査については、委員会の審査にすることに決定いたしました。

日程第36 議案第35号 南関町・和水町火葬事務の受託について

○議長（蒲池恭一君） 日程第36、議案第35号「南関町・和水町火葬事務の受託について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 有働君

○住民課長（有働和明君） 議案第35号、南関町・和水町火葬事務の受託についての提案理由について御説明申し上げます。

南関町・和水町火葬事務の受託について、次のとおり規約を定め、南関町から火葬事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。令和2年3月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

普通地方公共団体間で事務委託を行おうとするときは、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を得る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

令和2年度せきすい斎苑の改修工事に伴いまして、改修期間中、せきすい斎苑での火葬事務ができなくなります。この期間、和水町斎場で南関町民の方の火葬を行うことに関する事務の委託を受託するものでございます。

以上で議案第35号、南関町・和水町火葬事務の受託についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いします。

日程第37 陳情等の委員会付託等について

○議長（蒲池恭一君） 日程第37、陳情等の委員会付託等については、お手元に配りました陳情等文書一覧表のとおり配付及び所管の委員会に付託しましたので、報告します。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日10日は、午後1時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後0時16分